

## **[事案 2021-119] 入院給付金等支払請求**

・令和4年2月7日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反により契約を解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和2年10月に両側前頭洞のう胞で入院し、内視鏡下鼻副鼻腔手術および鼻中隔矯正術を受けたため、令和2年6月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約は解除され、給付金は支払われなかった。しかし、告知義務違反の原因とされた蓄膿症の手術歴は、告知手続の際、募集人に伝えていることから、解除を無効として給付金を支払ってほしい。解除が有効である場合は、既払込保険料全額を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知書には、高血圧症、腱鞘炎以外の告知はされていない。また、申込時、申立人が募集人に対し、蓄膿症等の治療を口頭で告げたことや、人間ドックの結果を渡したという事実は認められない。
- (2)両側前頭洞のう胞は、責任開始期以前から医療機関で通院を続けている疾病で、責任開始期前に発症していることは明らかである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、解除を無効とした入院給付金の支払いおよび既払込保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。